

# ヒグマ被害防止家庭菜園用電気柵貸出要領

〔平成29年4月12日〕  
〔環境管理担当部長決裁〕

最近改正 令和4年4月27日

## （目的）

**第1条** この「ヒグマ被害防止家庭菜園用電気柵貸出要領」（以下「要領」という。）は、札幌市に居住する一般住民に対し、家庭の作物等がヒグマを誘引することを防止する手法として電気柵が高い有効性を持つことを体験してもらうとともに、ヒグマが侵入しない正しい電気柵の設置方法や適切な管理方法などを普及することにより、ヒグマの市街地侵入抑制策を推進することを目的として、札幌市環境局環境都市推進部環境共生担当課（以下「環境共生担当課」という。）が所有する電気柵の貸出に関して必要な事項を定める。

## （貸出の対象）

**第2条** 貸出の対象となるのは、次に掲げる要件を全て満たす札幌市民とする。ただし、ヒグマの痕跡がある場合、ヒグマによる被害が発生している場合などのうち、ヒグマの侵入が予測され、特に緊急の設置が必要と環境共生担当課が判断する場合はこの限りではない。

- (1) 現にヒグマから被害を受けていること又は被害の対象となることが想定されること。なお、被害とは、主に家庭菜園の作物（農作物として農業生産者又は農業関係団体等が作るものを除く。）に係るものを指す。
- (2) 過去に本事業の貸出を受けていないこと。
- (3) 札幌市内において、ヒグマが出没した場所又は今後ヒグマの出没が予想される場所であること。

## （貸出事業実施期間）

**第3条** 毎年度の6月1日を貸出事業開始日、10月31日を貸出事業終了日とし、この期間を貸出事業実施期間とする。ただし、6月1日又は10月31日が日曜日の場合には貸出事業開始日又は貸出事業終了日を翌日に、土曜日の場合には各々を翌々日に延期する。

2 申込開始日は、貸出事業開始日の概ね2週間前とする。

## （貸出の期間）

**第4条** 貸出の期間は、貸出事業実施期間のうち作物が被害を受けるおそれのある連続した期間とする。

## （貸出の希望申請）

**第5条** 貸出を希望する者（町内会等の団体及び法人を含む。以下「申請者」という。）は、原則貸出を希望する日の概ね1週間前までに、「ヒグマ被害防止家庭菜園用電気柵貸出希望申請書」（様式1、以下「申請書」という。）を環境共生担当課に提出するものとする。

### （貸出の決定通知）

**第6条** 環境共生担当課又は環境共生担当課が指定した技術者（以下「環境共生担当課等」という。）は、前条の規定により提出された申請書により、電気柵の設置場所や設置範囲、貸出期間等を審査し、申請者と電気柵設置に係る調査、設置日等を調整したうえで、適当と認めた場合は、「ヒグマ被害防止家庭菜園用電気柵貸出通知書」（様式2）により、貸出期間、内容等を通知する。ただし、既にヒグマによる被害が発生している場合等、環境共生担当課が緊急に電気柵を設置する必要があると判断した場合は、通知を省略することができる。

### （貸出物品の運搬）

**第7条** 通知を受けた申請者は、環境共生担当課が指定する場所で電気柵等貸出物品を受領し、自らが設置場所まで運搬するものとする。ただし、既にヒグマによる被害が発生している場合等、環境共生担当課が緊急に電気柵を設置する必要があると判断した場合は、環境共生担当課等がこれを運搬する。

### （貸出物品の返却）

**第8条** 申請者は貸出期間が満了した場合、又は電気柵の設置が不要となった場合は、速やかに環境共生担当課が指定した場所に貸出を受けた物品を返却するものとする。

### （貸出期間の延長）

**第9条** 申請者が貸出期間の延長を希望する場合は、あらかじめ環境共生担当課に延長する理由及び期間を連絡するものとする。  
2 環境共生担当課は、貸出期間の延長の連絡を受け、その延長を希望する理由及び期間が妥当と認められる場合は、貸出期間の延長を認めるものとする。

### （電気柵の設置、管理等）

**第10条** 電気柵の設置は、別記「ヒグマ被害防止家庭菜園用家庭菜園用電気柵の取扱い方」に基づき、申請者が行うものとし、設置方法の助言、指導や作業の補助は、環境共生担当課等が行うことができるものとする。ただし、既にヒグマによる被害が発生している場合等、環境共生担当課が緊急に電気柵を設置する必要があると判断した場合は、環境共生担当課等が設置するものとする。  
2 電気柵の管理（漏電防止のための草刈り、バッテリーの充電、乾電池の交換等）については、申請者が環境共生担当課等の指示に従って行うものとする。  
3 申請者は、電気柵等物品に、今後の使用が困難となる重大な損傷等を与えた場合には、速やかに環境共生担当課に報告するものとする。また、その修繕等の費用の負担、貸出継続の可否等については、都度、環境共生担当課との協議により決定するものとする。

### （貸出状況の管理）

**第11条** 環境共生担当課は、電子データ等により申請者、貸出期間、内容等を管理する。  
2 環境共生担当課は、設置した電気柵の状況、効果等を申請者に照会することができる。

### **（経費の負担）**

**第 12 条** 環境共生担当課は、本事業に基づく電気柵等物品の貸与は、無償で行うものとする。ただし、電気柵のバッテリーの充電に係る電気料金、乾電池の購入費用等の電気柵の維持管理に係る費用は、申請者が負担するものとする。

### **（その他の留意事項（安全配慮等））**

**第 13 条** 申請者は、電気柵の設置及び管理の際には、危険である旨の表示をする等、貸し出した物品を適正に使用し、事故が生じないよう安全に十分配慮すること。

### **附則**

この要領は、平成 29 年 4 月 12 日から施行する。

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 31 年 4 月 3 日から施行する。

この要領は、令和 2 年 5 月 27 日から施行する。

この要領は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 4 年 4 月 27 日から施行する。

貸出番号：

(様式1)

## ヒグマ被害防止家庭菜園用電気柵貸出希望申請書

(あて先) 札幌市環境局環境管理担当部長

申込日	年 月 日
フリガナ	
申込者氏名	
住 所	〒 ー 札幌市 電話 ( ) ー
設置場所住所	(※ヒグマの被害に遭った場所やその近くに限る。)
設置場所の 周 囲 長	(電気柵で囲う家庭菜園の周囲の長さ) m
貸出期間	年 月 日 から 月 日まで (使用開始の1週間前までに申込) (最長 10月31日まで)
申請理由	<input type="checkbox"/> 家庭菜園がヒグマの被害にあったため <input type="checkbox"/> 家庭菜園がヒグマの被害にあう可能性が高いため <input type="checkbox"/> その他 ( )

申込者了解事項	(確認しましたら <input type="checkbox"/> 欄に <input checked="" type="checkbox"/> を記入してください。)
電気柵の維持管理(下草刈り、通電確認、ケーブルの張りの確認)を自ら行います。	<input type="checkbox"/>
貸出期間が終了した場合、又は途中で不要になった場合は、速やかに指定された場所に返却します。	<input type="checkbox"/>
貸出終了後は、自ら電気柵を用意してヒグマ対策を実施することを検討します。	<input type="checkbox"/>

※ 市役所使用欄

課 長	係 長	係

(様式2)

札幌対第 号  
年 月 日

様

札幌市環境局環境管理担当部長

## ヒグマ被害防止家庭菜園用電気柵貸出通知書

貸出希望のありましたヒグマ被害防止家庭菜園用電気柵につきまして、下記のとおり貸出することを決定したので、ヒグマ被害防止家庭菜園用電気柵貸出要領第6条の規定により通知します。

記

申込者氏名		通知番号	-
住所	〒 - 札幌市 電話 ( ) -		
設置場所 住所			
貸出期間	年 月 日 から 月 日まで		
貸出理由			

(注意)

- ・受渡場所及び返却場所については、同封する「電気柵セットの受渡しについて」を参照してください。
- ・電気柵の設置及び管理の際には、危険である旨の表示をする等、貸し出した機材を適正に使用し、事故が生じないように安全に十分配慮してください。
- ・下草刈りのほか、ケーブルの張り、電池の状態の確認等、電気柵の維持管理を適切に行ってください。
- ・貸出期間が終了した場合、又は途中で不要になった場合は、速やかに指定された場所に返却してください。
- ・貸出終了後は、ヒグマ被害防止のため、購入等による電気柵設置をご検討ください。

担当・お問合せ先：札幌市環境局環境共生担当課  
電話 211-2879

## 別記「ヒグマ被害防止用電気柵の取扱い方」

### 1 基本事項

- (1) 電気柵の設置、メンテナンス及び撤去は、申請者自身で行う。
- (2) 電気柵の貸出時と返却時で、機材に不足がないかどうか確認する。

### 2 ポールの設置

長いポール（黒）は各コーナーと出入口に、短いポール（白）は長いポールの間の支えとして使用する。

- (1) ワイヤーと草が接触すると漏電して効果が弱くなるため、予め周辺の草を短く刈っておく。
- (2) 電気柵の出入口を1か所決めて、長いポール2本（幅1.2m程度）を立て、残りの長いポールは各コーナー部分に立てる。
- (3) 短いポールは、長いポールの上に、ゴムハンマーなどを使って概ね4mごとに打ち込み、各ポールにクリップを4個ずつ差し込む。この時、最下段のクリップは地面から20cm程度とし、それぞれのクリップの間隔を20cmごとに揃える。

### 3 ワイヤーの設置

- (1) 出入口となる長いポールの最下段のクリップに固結びさせた状態から、各ポールの最下段のクリップを通して架線する。
- (2) 出入口となる長いポールのもう一方まで到達したら、ゲートの幅プラス30cm程度の長さでワイヤーをカットし、ゲートハンドルのバネ部分にワイヤーを固結びする。
- (3) 残り3段のワイヤーも同様に架線する。
- (4) 各段のワイヤー数箇所（少なくとも長いポール間で一箇所ずつ）を、縦に結んで連結する。

### 4 パワーユニット・アース・危険表示板の取付

- (1) 電池を入れたパワーユニットを、最上段のワイヤーにぶら下げる。
- (2) 赤色の線をワイヤーに、緑色の線をアース棒につなぐ。
- (3) アース棒は、埋め込むほど効果が上がるため、可能な限り深くまで埋め込む。
- (4) ワイヤーに、危険表示板のプラスチック看板を取り付ける。
- (5) パワーユニットのスイッチを入れる。

### 5 安全対策

- (1) 家庭用電源のコンセントからそのまま通電しない。
- (2) ペースメーカーや除細動器を装着している人は、直接触れない。
- (3) 雷発生時はワイヤーに高圧電気が溜まっていることがあるため、電気柵に近づかない。
- (4) 農作業のため畑の中に入る時は、パワーユニットの電源を切る。

### 6 メンテナンス

- (1) 電圧は定期的に電圧測定器で確認し、6000V以上を保つ。
- (2) 漏電防止のため、ワイヤーと草が接触しないように定期的に草刈りを行う。